

感染性胃腸炎等の注意喚起について

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき感染症発生動向調査を実施しております。

令和7年度から定点医療機関数変更により、当面の間、警報開始基準値等を定めることができない旨、厚生労働省から示されたことから、以前の警報開始基準値等については参考値とし、全国的な動向や県内での増加状況を総合的に勘案して注意喚起を行います。

既に警報を発表している疾患については、下記のとおりです。

感染性胃腸炎について

令和7年3月13日に県下全域に警報を発表しています。

第15週(4/7~4/13)の調査において、下記のとおり定点医療機関当たりの患者報告数が、仙南保健所管内で今まで運用していた警報開始基準値(20)を超える値になるなど増加しています。

新学期等を迎え、慣れない環境で体調を崩すことも多い時期ですので、引き続き手洗いなどの基本的感染対策の徹底をお願いいたします。

【各保健所管内における1定点医療機関当たりの感染性胃腸炎患者報告数(人)】

	令和7年 疫学週					
	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週
仙南	22.25	20.25	16.50	10.50	6.25	24.00
塩釜	7.60	8.70	7.90	7.60	4.90	6.00
大崎	2.50	5.83	3.50	3.50	3.33	6.33
石巻	4.67	5.67	4.67	3.50	3.00	3.33
気仙沼	9.50	16.00	6.50	3.00	0.50	0
仙台市	9.22	9.37	8.15	8.37	7.22	6.67
宮城県(全体)	8.65	9.49	7.76	7.13	5.60	6.87

※ : 警報開始基準値(20)を超える値(第15週から定点医療機関数変更に伴い、参考値とする)

伝染性紅斑(りんご病)、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎について

伝染性紅斑やA群溶血性レンサ球菌咽頭炎についても、定点医療機関当たりの患者報告数が、今まで運用していた警報継続基準値を超える管内があるなど、引き続き注意が必要です。

【参考情報】

～感染性胃腸炎とは～

原因：ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アデノウイルス等

流行時期：毎年秋から冬にかけて患者が多くなるが、1年中、患者は発生する。

症状：発熱、下痢、吐き気、嘔吐、腹痛等。

子どもや高齢者は重症化しやすく、注意が必要。

感染経路：病原体が付着した手で口に触れることによる感染（接触感染）

汚染された食品を食べることによる感染（経口感染）

～感染性胃腸炎の予防～

①手をよく洗う

トイレの後、食事の前、調理の前には石けんと流水で手をよく洗う。

②調理器具の消毒

まな板、包丁、ふきん等はその都度洗剤で洗い、熱湯等で十分消毒する。

③食品の取扱い

食品は十分に洗い、二枚貝を調理する場合は、中心部までよく加熱（85～90℃で 90 秒以上）する。

（参考となるホームページ）

国立健康危機管理研究機構「感染性胃腸炎」

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ka/intestinal/010/intestinal-intro.html>

宮城県結核・感染症情報センター

<https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>